平成２８年（フ）第３６号
群馬県太田市新井町82番地23　ハイツクリバラ103号
債務者　四釜きみ子
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第４７号
群馬県太田市新田金井町194番地１、前住所埼玉県和光市白子４丁目１番27号
債務者　土屋　英明
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第２８号
岡山県津山市河辺928番地　コーポ中塚206
債務者　福岡　公三
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第２９号
岡山県津山市河辺928番地　コーポ中塚206
債務者　福岡　倫子
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第８１号
香川県高松市東山崎町435番地１　植田コーポ401
債務者　橋本　金一（旧姓堀川）
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第８２号
香川県高松市宮脇町２丁目８番７―202号　グルービィー宮脇
債務者　中津川広美
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４０３号
福岡市中央区梅光園１丁目２番９―605号
債務者　崎　　浩
1　決定年月日時　平成28年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４２６号
福岡県春日市春日原東町４丁目68番地　ロイヤルプラザ88Ａ－２号
債務者　松本　浩治
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４３９号
福岡市西区下山門団地41番304号
債務者　吉岡佐智子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３７号
青森県八戸市大字新井田字西平33番地14
債務者　大里由紀子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
青森県八戸市大字新井田字西平33番地14
債務者　大里　国生
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第１１９号
仙台市太白区太白２丁目20番１―203号、従前の住所仙台市青葉区桜ケ丘７丁目31番18号
債務者　成田都志江
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
宮城県岩沼市館下１丁目３番17―302号、従前の住所宮城県亘理郡亘理町逢隈牛袋字西河原24番地80
債務者　奥山　静江
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４３号
茨城県水戸市双葉台３丁目２番地の２　県営双葉台アパート12棟106号
債務者　若井　礼子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第４６号
茨城県笠間市小原1208番地
債務者　高安　沙織
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第５０号
茨城県小美玉市西郷地1346番地53
債務者　菅原　俊一
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第５１号
茨城県小美玉市西郷地1346番地53
債務者　菅原八重子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第７１号
茨城県常陸太田市棚谷町1886番地
債務者　岩間　　覚
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
水戸地方裁判所